

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成31年 2月26日
【会社名】	株式会社ジオネクスト
【英訳名】	GEONEXT Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 楊 暁軍
【本店の所在の場所】	東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号
【電話番号】	03-6261-0081
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画管理本部長 森蔭 政幸
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号
【電話番号】	03-6261-0081
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画管理本部長 森蔭 政幸
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式及び新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 株式 450,000,000円 新株予約権証券 20,000,000円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 900,000,000円 (注) 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	10,000,000株	1単元株式数は100株であります。 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

(注) 1. 2019年2月26日(火)開催の当社取締役会決議によるものであります。

2. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	10,000,000	450,000,000	230,000,000
一般募集			
計(総発行株式)	10,000,000	450,000,000	230,000,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額は、220,000,000円であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
45	23	100株	2019年3月14日(木)		2019年3月14日(木)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株式の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに後記(4)払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、

4. 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株式の割当予定先との間で本新株式の「総数引受契約」を締結しない場合は、本新株式に係る割当ては行われなないこととなります。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ジオネクスト 経営企画管理本部	東京都千代田区紀尾井町4番1号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 神田支店	東京都千代田区神田小川町3-12

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行新株予約権証券(第17回新株予約権証券)】

(1)【募集の条件】

発行数	200,000個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	20,000,000円
発行価格	1個につき100円(1株当たり1円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2019年3月14日(木)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社ジオネクスト 管理部 東京都千代田区紀尾井町4番1号
払込期日	2019年3月14日(木)
割当日	2019年3月14日(木)
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 神田支店 東京都千代田区神田小川町3-12

- (注) 1. 本有価証券届出書による株式会社ジオネクスト第17回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)に係る発行は、2019年2月26日(火)開催の当社取締役会において決議されています。
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとしたします。
3. 払込期日までに本新株予約権の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当ては行われなないこととなります。
4. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
5. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社ジオネクスト 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、当社単元株式数は100株です。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式20,000,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。))は当社普通株式100株とする。)。但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額(同欄第2項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日まで、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日まで上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、45円とする。ただし、本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。)の調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。</p>

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（無償割当の場合を含む。）、もしくはその他の証券もしくは権利を発行する場合、調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当の場合は）効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本項第(2)号 から までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号 から にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。この場合に1株未満の端数を生じるときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4) その他

行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号 の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

	行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
	(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	900,000,000円 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	2019年3月15日から2021年3月14日(但し、2021年3月14日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までの期間とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社ジオネクスト 経営企画管理本部 東京都千代田区紀尾井町4番1号 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 神田支店 東京都千代田区神田小川町3-12
新株予約権の行使の条件	1. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 2. 各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	1. 当社は、本新株予約権の割当日以降、いずれかの取引日において、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が10取引日連続して、当該各取引日における行使価額の150%を上回った場合、または、50%を下回った場合において、当社取締役会が本新株予約権の全部または一部を取得する日(以下「取得日」という。)を定めるときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対する通知または公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、当該取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり100円の価額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。)で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。 2. 当社は、2019年9月15日以降、当社取締役会が取得日を定めるときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対する通知または公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり100円の価額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。)で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編成行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「再編当事会社」と総称する。)は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付することができる</p> <p>新たに交付される新株予約権の数</p> <p>新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類</p> <p>再編当事会社の同種の株式</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数</p> <p>組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。</p> <p>新株予約権を行使することのできる期間</p> <p>第11項に定める本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、第11項に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。</p> <p>新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、当該新株予約権の取得事由、組織再編成行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券の発行、新たに交付される新株予約権の行使の条件</p> <p>本新株予約権の発行要項に準じて、組織再編成行為に際して決定する。</p>

(注) 1 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、上記表中「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項記載の「新株予約権の行使請求の受付場所」に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、(1)の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項記載の「新株予約権の行使請求の受付場所」に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

2 本新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。また、当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)およびその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する口座管理機関の保有する振替口座簿の顧客口へ増加の記録を行うことにより株式を交付します。

3 その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な細目的事項の決定は、当社代表取締役社長に一任する。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,370,000,000	7,495,000	1,362,505,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、本株式の払込金額の450,000,000円に、新株予約権の発行価額の総額20,000,000円と新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の900,000,000円を合算した金額であります。
2. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額及び発行諸費用の概算額は減少します。
3. 発行諸費用は、登記費用4,995,000円、有価証券届出書作成費用500,000円、割当予定先の調査費用1,000,000円、新株予約権の算定報酬1,000,000円であります。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
5. 調達資金を実際に支出するまでは、当社グループの銀行口座にて資金は管理いたします。

(2)【手取金の使途】

当社の現状と今後

当社グループが属する情報サービス産業においては、日銀短観(2018年12月調査)における2018年度ソフトウェア投資計画(全規模・全産業合計)が、前年度比11.6%増となる等、企業におけるIT投資の増額により市場規模の穏やかな拡大が期待されております。

このような経済状況のなかで、当社グループは、安定した収益基盤の構築と持続的な事業の拡大を目指し、IT関連事業、環境事業、再生可能エネルギー事業の効率化を図り収益力の改善・強化に取り組んでまいりました。

この結果、当社2017年12月期の連結業績は最終黒字であったものの、2019年2月12日付「2018年12月期業績予想と実績との差異に関するお知らせ」にて開示の「2. 差異の理由」が主な要因となり、当社2018年12月期の連結業績は、売上高1,879,044千円(前年同期比44.8%増)、営業利益10,915千円(前年同期比80.9%減)、経常損失29,260千円(前年同期は経常利益17,728千円)、親会社株主に帰属する当期純損失52,290千円(前年同期は当期純利益14,988千円)と、最終赤字となりました。

当社グループの各事業の現状及び今後は、以下のとおりです。

(ア) IT関連事業

IT関連事業では、Webアプリケーションの開発及び安定運用を実現するためのソフトウェアであるZend製品やWebシステムに欠かすことのできないデータベース製品、サーバー管理用ソフトウェア製品を中心に、ソリューション及びサポートを提供しております。当社のIT関連事業における2018年12月期のセグメント業績におきましても引き続き既存製品の機能強化や協業企業との連携による付加価値向上に取り組んだ結果、売上高87,996千円(前年同期比9.1%増)、営業利益18,554千円(前年同期比26.0%増)と、前年同期を上回る結果となりました。今後のIT関連事業における売上高、収益の更なる拡大には、IT関連事業における既存事業の強化、人員構成拡充及び新規事業の推進を行い、当社グループの収益基盤の柱の一つへと成長させることを目指しています。

(イ) 環境事業

環境事業では、マンション管理やオフィスビル等のメンテナンスサービスを中心に事業を行っております。当社の環境事業における2018年12月期のセグメント業績におきましては、既存顧客へ高品質なサービスの提供やマンション管理委託物件の増加により、売上高79,623千円(前年同期比5.1%増)、営業利益465千円(前年同期は営業損失2,911千円)と、前年同期を上回る結果となりました。今後の環境事業については、既存事業の更なる強化を継続することにより、収益の改善を図る予定であります。

(ウ) ヘルスケア事業

ヘルスケア事業では、2018年9月25日付「中国子会社設立に関するお知らせ」にて開示のとおり、中国子会社の設立を決議し、2018年10月29日付「(開示事項の経過報告)中国子会社設立に関するお知らせ」にて開示のとおり、2018年10月25日に中国上海市において、当社の100%子会社である吉奥莱科特医[9]健康科技(上海)有限公司(本社:中国上海市, 董事長:車陸昭(当社取締役), 資本金:1億元(約16億円))を設立しました。

吉奥薬科特医⁷⁵健康科技(上海)有限公司は、上海復華軟件産業発展有限公司¹(本社:中国上海市, 董事長:楊曉軍(当社代表取締役社長))が中国上海市に保有する復華高新技术園区科技创新基地²の一部を借り上げ、ヘルスケア事業を展開しており、今後中国市場をターゲットにヘルスケアに係る用品や機器等の商品、ノウハウ等の商材の販売を検討している日本企業を当該地区に誘致することで、仲介収入等による安定した収益を確保する施策、ヘルスケア事業に係るコンサルティング事業を展開する予定であります。また、ヘルスケアに係る製品の輸出入事業、200床クラスの介護施設の運営事業を展開する計画を策定中であり、現在、事業の推進方法等を検討している段階であります。

(エ)再生可能エネルギー事業

当社グループの再生可能エネルギー事業は、太陽光発電、地熱・温泉バイナリー発電についての発電事業及び管理、運営並びに電力の供給・販売等を主たる業務としており、エリアエナジー株式会社(代表取締役:車陸昭(当社取締役), 資本金:1千万円, 当社100%子会社)が行っております。

再生可能エネルギー事業では、引き続き地熱・温泉バイナリー発電についての開発及びコンサルティングを行うとともに、太陽光発電につきましては、太陽光発電所の開発及びその代行、第三者への売却並びに売電事業等を行っております。当社の再生可能エネルギー事業における2018年12月期のセグメント業績におきましては太陽光発電所の売電収入及び譲渡より、売上高1,711,424千円(前年同期比50.0%増)、営業利益175,116千円(前年同期比20.9%減)となりました。これは太陽光発電所の譲渡による利益が、前年同期より減少したことが主な要因であります。今後の再生可能エネルギー事業においては、再生可能エネルギーに関する発電機や蓄電池等のエネルギー設備の普及・拡大による性能向上、低コスト化に加え、IoTの急速な進化、拡大、電力の自由化により注目されているVPP(Virtual Power Plant:仮想発電所)の普及による電力新時代に向けた取り組みを実施する予定であります。また、当社において基準としている発電所投資での想定利回り以上が期待できる発電所の取得及び譲渡を継続して実施することにより売上・利益の拡大を目指しております。

以上のことから、当社グループの各事業の現状と今後の成長性を考慮すると、再生可能エネルギー事業が当社グループ全体の主力事業であり収益基盤となっており、今後も継続して事業強化を図ってまいります。また、更なる収益増を目指してヘルスケア事業及びIT関連事業に注力する予定であります。

手取金の使途

項目	資金使途	金額	支出予定時期
(ア)	再生可能エネルギー事業資金		
	[本新株式]		
	(1)太陽光発電所取得資金	350百万円	2019年3月
	[本新株予約権]		
	(2)太陽光発電所取得資金	912百万円	2019年5月
(イ)	ヘルスケア事業資金		
	[本新株式]		
	(1)設備投資	50百万円	2019年3月
	(2)運転資金	50百万円	2019年3月
	合計	約1,362百万円	

本件で調達する手取資金約1,362百万円は、再生可能エネルギー事業、及びヘルスケア事業に使用いたしますが、事業別の具体的な資金使途は以下のようになります。

¹ 「上海復華軟件産業発展有限公司」は、医薬品の製造やソフトウェア開発を主事業とした中国上海市の企業。その企業の代表者は、当社代表取締役社長の楊曉軍。

² 「復華高新技术園区科技创新基地」は、中国上海市に高所得者向けの高齢者施設、検診センター、リハビリセンター、医療設備メーカー向けの賃貸事務所等として利用可能な30棟(延床面積が約19万平米)が建設された産業基地。

（ア）再生可能エネルギー事業

再生可能エネルギー事業においては、当社子会社であるエリアエナジー株式会社が主体となり主に太陽光発電事業を推進しております。同社はメガソーラー³、ミドルソーラー⁴発電所及び低圧⁵太陽光発電所を譲渡目的で保有しており、売電による収益を上げております。今後、再生可能エネルギー事業を推進するための源泉となるエリアエナジー株式会社において開発・運営・取引実績が多く、事業計画通りに収益を上げる可能性の高いミドルソーラー・クラス以上の太陽光発電所を追加取得することにより、保有する太陽光発電所数を増加させ、太陽光発電所における売電及び譲渡による売上利益の拡大を図ります。このため、太陽光発電所の追加取得資金が必要であります。

2017年4月1日に施行された「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT法）等の一部を改正する法律」に伴い、電力会社との接続契約に期限が設けられ、条件を満たさない未稼働発電所の経済産業省設備認定IDが取り消されるため、その対象となる発電所や発電所に係る権利が多数放出されています。また、発電所に関する事業計画通りに発電事業運営を行うことが困難であったり、他の投資の検討や、太陽光発電所の減価償却費計上を終えた等の理由により、その太陽光発電所を放出するという太陽光発電所のセカンダリーマーケットが形成されています。なお、最近2年間では、エリアエナジー株式会社において、自社開発及び第三者から取得した合計設備容量約16,000kWの太陽光発電所を販売した実績を有しております。

当社としては、現状において当社が推進している事業環境に鑑み、そのセカンダリーマーケットにおいて太陽光発電所を取得し売電による収益獲得と、発電所の品質向上後の譲渡を積極的に実施することによる売上利益の拡大を図るための資金調達が重要であると考えています。本新株式の発行により調達した資金のうち、350百万円は子会社であるエリアエナジー株式会社に貸付を行い、同社は2019年度中に再生可能エネルギー発電所開発業者や資産整理・売却を検討している太陽光発電所保有者等より、同社における取得時の太陽光発電所の想定利回りや発電設備品質等の要件を満たした1箇所以上で合計設備容量約800kWの太陽光発電所を取得し、2019年度12月期に年間売電収入による売上28百万円、2020年12月期に年間売電収入及び1箇所以上で合計設備容量約800kWの太陽光発電所の譲渡による売上439百万円の獲得を計画しております。また、新株予約権の行使により調達した資金も同様に、912百万円は子会社であるエリアエナジー株式会社に貸付を行い、同社は2019年度中に再生可能エネルギー発電所開発業者や資産整理・売却を検討している太陽光発電所保有者等より、同社における取得時の太陽光発電所の想定利回りや発電設備品質等の要件を満たした2箇所以上で合計設備容量約2,000kWの太陽光発電所を取得し、2019年度12月期に年間売電収入及び1箇所以上で合計設備容量約1,000kWの太陽光発電所の譲渡による売上562百万円、2020年12月期に年間売電収入及び1箇所以上で合計設備容量約1,000kWの太陽光発電所の譲渡による売上547百万円の獲得を計画しております。

表1 再生可能エネルギー事業における投入金額及び追加取得分の営業利益並びに1株当たりの営業利益計画

投資区分	投入金額	投入時期
新株式発行による調達資金		
太陽光発電所取得（800kW）	350	2019年3月
新株予約権発行及び行使による調達資金		
太陽光発電所取得（2,000kW）	912	2019年3月
投資による売上・利益計画	2019年12月期	2020年12月期
売上合計	591	987
営業利益合計	134	171
（発行済株式総数）	（158,390,380）	（158,390,380）
1株当たりの営業利益	0.85円	1.08円

（単位：百万円）

売上及び営業利益は、百万円未満を切り捨て表示しており、表示上の合計と合わない場合があります。

- 3 設備容量が1,000kW以上の太陽光発電所。
- 4 設備容量が10kW～1,000kW未満の太陽光発電所。
- 5 設備容量が50kW未満。

2019年度中に約2.8MWの太陽光発電所を取得し、2019年度中に約1MW、2010年度中に約1.8MWの太陽光発電所を譲渡する計画であります。

全ての新株予約権の権利行使が2019年12月期中になされることを前提しております。

売上・利益計画につきましては、エリアエナジー株式会社において想定した太陽光発電所の取得価格、及び同社の太陽光発電所譲渡実績を元に想定した譲渡価格にて計画したものであります。仮に想定した譲渡価格で譲渡できない場合、その太陽光発電所を継続して運営することにより、2021年度以降、売電による売上・利益を獲得する計画であります。

当社の想定通りに新株予約権の権利行使が進まない場合には、計画している太陽光発電所の想定設備出力を縮小させ、小規模な太陽光発電所の取得を進めることを予定しています。また、資金用途を変更した場合には、適時適切に開示いたします。

(イ)ヘルスケア事業

中国では、一人っ子政策や都市化の進展等により家庭内の介護力不足が顕在化する中、今後予測される高齢化社会による医療費支出の増加が見込まれます。こうした状況において、少子高齢化が進展している日本における医療・老人介護に係る技術ノウハウ、関連製品・サービスを提供する日本企業と共に中国において高齢者向けに特化したヘルスケア事業を推進してまいります。

ヘルスケア事業においては、2018年10月25日に中国上海市において設立した、当社子会社である吉奥萊科特医³³健康科技(上海)有限公司が、下記事業を展開する予定であります。

上海復華軟件産業發展有限公司が中国上海市に保有する復華高新技术園区科技创新基地に、日本においてヘルスケア事業を展開し中国市場をターゲットとして、ヘルスケアに係る用品や機器等の商品、ノウハウ等の商材の販売を検討している日本企業を誘致することによる仲介収入等による安定した収益確保

ヘルスケア事業に係るコンサルティング事業

ヘルスケアに係る製品の輸出入事業

200床クラスの介護施設の運営事業

当社としては、中国における高齢化社会の到来に対応するための事業を推進すべく、当社子会社である吉奥萊科特医³³健康科技(上海)有限公司の中国における事業推進の拠点となる復華高新技术園区科技创新基地内に完成済みの賃貸用事務所棟群の一部である約1万平米を借り上げ、日本企業を誘致するために必要となる改装、改築、什器設置等の設備資金や、運転資金が必要であります。本新株式の発行により調達した資金のうち、設備投資に500万円、事業を推進するための運転資金に500万円を投入し、ヘルスケア事業を展開し中国市場をターゲットとする日本企業に対してオフィスの提供及び中国において事業を推進するためのコンサルティングサービスの提供等により、2019年12月期に売上236百万円、2020年度12月期に売上429百万円の獲得を計画しております。なお、ヘルスケアに係る製品の輸出入事業や200床クラスの介護施設の運営事業については、現在、事業の推進方法等を検討している段階であるため、本投資による売上・利益には含めておりません。

表2 ヘルスケア事業における投入金額及び売上・営業利益並びに1株当たりの営業利益計画

投資区分	投入金額	投入時期
新株式発行による調達資金		
設備投資	50	2019年3月
運転資金	50	2019年3月
投資による売上・利益計画	2019年12月期	2020年12月期
売上合計	236	429
営業利益合計	51	110
(発行済株式総数)	(158,390,380)	(158,390,380)
1株当たりの営業利益	0.32円	0.70円

(単位：百万円)

吉奥萊科特医³³健康科技(上海)有限公司が、復華高新技术園区科技创新基地内賃貸事務所に日本企業を誘致することにより、仲介収入等により、売上・利益を獲得する計画であります。

売上・利益計画の積算根拠である誘致企業数・規模については、復華高新技术園区科技创新基地の事例を元に計画しております。

想定した計画通りに事業が進まず事業計画未達の場合には、適時適切に開示いたします。

2016年9月21日に決議した第三者割当による新株式及び第16回新株予約権発行の状況及びその充当状況

当社は2016年9月21日に第三者割当による新株式及び第16回新株予約権の発行の決議を行い、本日現在で、新株予約権632,000個の全てが行使され、新株式発行により差引手取額約714百万円の増資と新株予約権の発行及び予約権の行使により合算差引手取額1,798百万円の増資を実施いたしました。

増資により調達した資金は、再生可能エネルギー事業における太陽光発電所等の開発及び取得資金として2,085百万円、借入金返済資金として427百万円の資金を充当し、当初の資金使途通りに使用し、それらによって収益力の強化に努めてまいりました。

項目	資金使途	金額	支出予定時期	現時点における充当状況
	再生可能エネルギー事業資金			
	（新株式発行による調達資金）	714百万円	2016年10月～2017年9月	全て充当済
	（新株予約権発行及び予約権行使による調達資金）	1,371百万円	2016年10月～2018年11月	全て充当済
	借入金返済資金			
	（新株予約権発行及び予約権行使による調達資金）	427百万円	2017年4月～2018年9月	全て充当済
	合計	2,512百万円		

その結果、再生可能エネルギー事業においては、太陽光発電所の開発～完成、及び太陽光発電所の第三者からの取得後に、売電及び太陽光発電所の第三者への売却により、当社2017年12月期の再生可能エネルギーの業績は、売上高1,141,134千円（前年同期比193.3%増）、営業利益221,348千円（前年同期比3.6%増）と、売上高及び営業利益ともに前年同期を上回り事業の拡大と収益基盤の安定化を実現でき、また借入金返済による金利負担を軽減できたことにより、同年連結業績は、売上高1,297,585千円（前年同期比118.7%増）と前年同期を上回り、営業利益は57,017千円（前年同期比15.7%減）と前年同期を下回ったものの前連結会計年度に引き続き2期連続して営業利益を達成し、経常利益17,728千円（前年同期は経常損失34,787千円）、親会社株主に帰属する当期純利益14,988千円（前年同期は当期純損失570,114千円）と、利益面につきましても通期黒字化を達成することができました。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a．割当予定先の概要

名称	復華ジャパン株式会社
本店の所在地	東京都品川区大崎二丁目7番12号
代表者の役職及び氏名	代表取締役 江川 源
資本金	1億円
事業の内容	医薬品、医療機器、介護用品等の販売並びに輸出入貿易業 ソフトウェア、アプリケーション等の企画、開発、販売並びに輸出入貿易業 医療施設、介護施設等の経営 投資事業
主たる出資者及び出資比率	楊 暁軍 100%

b．提出者と割当予定先との関係

出資関係	当社株式25,675,800株（議決権比率20%）を所有しており、当社の筆頭株主及びその他の関係会社であります。
人事関係	当該会社の大株主が当社の代表取締役社長であります。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引等の関係	該当事項はありません。

c．割当予定先の選定理由

当社は、厳しい環境を乗り越え今後も継続企業として株主様をはじめとするステークホルダーの利益を高めるため、当社の財務体質、経営基盤の強化、収益機会の創出を図っていくことが、当社の果たすべき役割であると認識しております。これらを実行していくために、前述の資金ニーズを満たすことを目的として、既存株主様の希薄化を避けるため、金融機関からの間接金融による資金調達も検討してまいりましたが、現状の当社業績では間接金融による資金ニーズを満たす資金調達は極めて厳しい状況であること、また金利や手数料等の費用負担が発生するとともに、当社の財務健全性の低下が見込まれることから、現状、間接金融による資金調達の手段は適切ではないと考え、直接金融による資金調達を検討してまいりました。直接金融による資金調達を検討する中、当社の収益の獲得に不可欠な既存事業展開に係る投資資金を一括調達するために、2018年8月以降より資金調達の確実性を考慮し第三者割当の新株式発行による資金調達を割当予定先と交渉してまいりました。資金の調達額については、当社の収益基盤を強化するために再生可能エネルギー事業、中長期的に成長を期待するヘルスケア事業についての事業計画を想定して、約10億円超の資金調達を企図してまいりました。

そのような状況の中で、当社の筆頭株主及びその他の関係会社であります復華ジャパン株式会社の代表取締役である江川源氏に対し、当社の経営環境、経営課題、経営戦略等を説明し、当社の収益基盤の強化のための資金ニーズについて理解していただき、今回の資金調達の支援をして頂くことになりました。

しかしながら復華ジャパン株式会社は、株式払込資金分を満たす資産を有しておらず、復華ジャパン株式会社の代表取締役である江川源氏が、2018年10月頃にRisecomm Group Holdings Limited（本社：香港、CEO兼取締役 岳京興）に対して、当社への投資資金借入れの相談をし、Risecomm Group Holdings Limitedより、当社への投資を条件に復華ジャパン株式会社へ貸付けを実行することとなりました。

復華ジャパン株式会社の大株主は、当社代表取締役社長である楊暁軍（持株比率100%）であり、当社の中長期的な企業価値向上の観点から、今後も同氏及び復華ジャパン株式会社による中長期的な経営・事業支援が期待でき、当社は割当先として望ましいと考えております。

d．割り当てようとする株式の数

氏名又は名称	株式数
復華ジャパン株式会社	普通株式 10,000,000株 新株予約権 200,000個（目的となる株式の数 20,000,000株）

e. 株券等の保有方針

当社は復華ジャパン株式会社から、取得した株式を中長期(最低限1年)保有する旨の確約書を受領しております。また、当社の経営に積極的に介入する意思を有していない旨、復華ジャパン株式会社の江川氏より口頭で確認しております。

また、当社と復華ジャパン株式会社との間におきまして、復華ジャパン株式会社が払込期日から2年間において本株式の発行により取得した当該株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の名称及び住所、譲渡株式数等の内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を直ちに株式会社東京証券取引所に報告すること、ならびに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき確約書を入手予定であります。

f. 払込みに要する資金等の状況

復華ジャパン株式会社の払込に要する財産の存在につきましては、復華ジャパン株式会社が引受資金を借入れる予定であるRisecomm Group Holdings Limited⁶との契約書(借入金15億円、返済期日:2019年12月29日)の写し、及びRisecomm Group Holdings Limitedの預金口座情報を受領し、当社は引受金額に対して相応な払込が可能であることと判断しております。

g. 割当予定先の実態

当社は、割当予定先から、同社が反社会的勢力との関係がない旨の確認書を受領しております。また、当社においても独自に専門の調査機関である株式会社TMR(東京都千代田区神田錦町3番15号 代表取締役 高橋新治)に、犯歴、反社会的勢力からの影響等の調査を依頼し、各割当予定先及び各割当予定先の役員、及び株主、Risecomm Group Holdings Limitedは、犯歴がないこと並びに暴力団等の反社会的勢力では無いこと、反市場等の反社会的事項が無いことを確認しております。

当社といたしましては、割当を受ける者が暴力団等の反社会的勢力とは関係がないと判断し、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

⁶ Risecomm Group Holdings Limitedは、2006年に創業され、2017年に香港メインボードに上場した企業であり、子会社において電力線通信(PLC)製品の設計、開発、販売、及びスマートメーター:自動検針(AMR)システムの開発と保守を行っており、中国の顧客にサービスを提供しています。

2【株券等の譲渡制限】

株式について該当事項はありませんが、新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要するものとされております。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株式

本新株式の発行価額につきましては、本第三者割当増資の決定に係る当社取締役会決議日の直前取引日(2019年2月25日)の株式会社東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の終値である45円及び2018年12月期決算短信[日本基準](連結)における当社の1株当たり純資産(2018年12月末時点)である19.56円、ならびに割当予定先と協議を行っていた2018年8月中旬から12月末の株価推移である47円前後を考慮し、各割当予定先との協議の上、1株あたり当社取締役会決議日の直前取引日の株式会社東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の終値である45円といたしました。

なお、本発行価額につきましては、直前営業日までの過去1ヶ月間の終値の平均値45円に対して同額、直前営業日までの過去3ヶ月間の終値の平均値45円に対して同額、直前営業日までの過去6ヶ月間の終値の平均値47円に対してディスカウント率が5.70%となっております。

本新株式の発行価額算定にあたり取締役会決議日の前日終値を採用いたしましたのは、当社が2019年2月12日に開示いたしました2018年12月期決算短信[日本基準][連結]の公表後に形成された株価であり、直近の市場価格が当社の株式価値を適正に反映していると判断したためであります。

本日開催した本第三者割当増資に係る取締役会に出席した当社監査役全員から、本払込金額は、当社株式の価値を表す客観的な指標である市場価値を基準にしており、直近の株価が現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映していると判断した上で、当社取締役会決議日の直前取引日における終値を基準として割当予定先と交渉が行われていること、及び日本証券業協会の指針も勘案して決定されていることから、割当予定先に特に有利な金額による発行ではなく適法である旨の意見をしております。

本新株予約権

本新株予約権の発行価額の算定において、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の新株予約権買受契約書に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社エースターコンサルティング(東京都渋谷区渋谷一丁目17番1号 代表取締役 山本剛史 以下「エースターコンサルティング社」という。)に依頼しました。なお、当該第三者算定機関と当社との間には、利害関係はございません。当社は、当該機関が一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎に算出した評価結果である本新株予約権1個当たり77円を基準として、各割当予定先と協議の結果、本新株予約権1個当たり100円といたしました。また、本新株予約権の行使価額は当社取締役会決議日の直前取引日の株式会社東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の終値である45円としました。

なお、第三者機関による算定の結果として、基準となる当社株価45円(2019年2月25日の終値)、行使価額の価額、ボラティリティ19.71%(2019年1月から遡って2年間をもって算出)、権利行使期間2年、リスクフリーレート-0.181%、配当率0.00%、当社による取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク(25.56%)、代替資金調達コスト(31.14%、リスクフリーレート、市場リスクプレミアム、及び当社クレジット・コストを元に修正CAPMを試算し、その算出数値を元に試算)等を参考に公正価値評価を実施し、本新株予約権1個につき77円との結果をしております。

取得条項(コール・オプション)については、当社は、本新株予約権の割当日以降、いずれかの取引日において、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が10取引日連続して、当該各取引日における行使価額の150%を上回った場合、または、50%を下回った場合において、当社取締役会が本新株予約権の全部または一部を取得する日を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対する通知または公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、当該取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり100円の価額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。または、2019年9月15日以降、当社取締役会が取得日を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対する通知または公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり100円の価額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。なお、取得条項につきましては、本新株予約権の行使価額に代替資金調達コスト(修正CAPMにより算出)31.14%を加えた額を、当社株価が超過した場合に発動する前提で算定されております。

発行体が取得条項を行使した場合に割当予定先は、取得日までは、上記と同様に流動性を考慮し、日々の一定量の行使及び売却を行い、取得日に残数を発行会社が全て取得する前提を置いております。

上記エースターコンサルティング社が評価算出した本新株予約権1個につき77円の価額は、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総数買受契約に定められた諸条件を考慮すべきとの考えを前提としており適正価額であると判断しております。また、行使価格を本第三者割当増資の決定に係る当社取締役会決議日の直前取引日(2019年2月25日)の株式会社東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の終値としました。

本日開催した本第三者割当増資に係る取締役会に出席した当社監査役全員から、当社グループの今後の事業拡大の達成に向けた事業資金の必要性として、当社の今後の収益基盤の強化のためには、本第三者割当での資金調達はやむを得ず、また、結果として収益基盤の確保により、当社の企業価値は向上する可能性があること、選定した割当予定先と当社との関係、割当予定先との発行価額及び権利行使価額の決定方法等の条件について合理的に決定されており、本第三者割当増資が適法に行われている旨の意見を受けております。

以上の内容に基づき、当社取締役会において、当社出席取締役全員賛同のもと、本第三者割当増資を決議しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の第三者割当により発行される本新株式は10,000,000株(議決権100,000個)であり、また、本新株予約権の権利行使に伴い発行される株式は20,000,000株(議決権200,000個)であり、その合算した数30,000,000株(議決権300,000個)は、これは本日現在の発行済株式128,390,380株の23.37%(議決権総数1,282,721個に対しては23.39%)となり、これにより既存株主におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。しかしながら、前述のとおり、再生可能エネルギー事業及びヘルスケア事業の強化は、継続的安定的な収益基盤の構築に欠かせない投資であり、当社の中期経営計画に沿って収益の改善及び財務体質の強化に使用し、当社の企業価値を向上させるため、将来的には既存株主利益の維持向上へ繋がるものと考えております。

また、当該割当予定先より、当社の今後の事業戦略を中長期的に評価し、株式の保有を行っていく旨を確認していることなどから、今回の希薄化が流通市場に与える大きなインパクトはないと考えております。

以上の理由により、当社といたしましては、本資金調達は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
復華ジャパン株式会社	東京都品川区大崎二丁目7番12号	25,675,800	20.02	55,675,800	35.18
Ibuki Japan Fund	Cayman Corporate Centre, 27 Hospital Road, George Town, Grand Cayman KY1-9008	8,880,000	6.92	8,880,000	5.61
株式会社ライブスター証券	東京都千代田区丸の内1丁目11-1	6,597,200	5.14	6,597,200	4.17
西谷 茂樹	千葉県市川市	4,000,000	3.12	4,000,000	2.53
INTERACTIVE BROKERS LLC	ONE PICKWICK PLAZA GREENWICH, CONNECTICUT 06830 USA	3,406,400	2.66	3,406,400	2.15
HAITONG INTERNATIONAL SECURITIES COMPANY LIMITED	22/F., LI PO CHUN CHAMBERS, 189 DES VOEUX ROAD CENTRAL, HONG KONG	3,285,300	2.56	3,285,300	2.08
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川1丁目14番1号	2,692,800	2.10	2,692,800	1.70
古月 程子	千葉市中央区	2,380,000	1.86	2,380,000	1.50
株式会社イワミズ	大阪府豊中市新千里南町	1,520,800	1.19	1,520,800	0.96
吉川 浩伸	東京都目黒区	1,483,900	1.16	1,483,900	0.94
計	-	59,922,200	46.71%	89,922,200	56.81

(注) 1. 2018年12月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2018年12月31日現在の総議決権数1,282,704個に、本新株式に係る議決権の数100,000個及び本新株予約権が全て行使された場合において発行される株式に係る議決権の数200,000個を加えて算定しております。

3. 所有議決権の割合は、小数点第3位を四捨五入しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2019年2月26日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について以下のとおり追加がありました。

なお、将来に関する事項は本有価証券届出書提出日（2019年2月26日）現在において判断したものであります。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、以下に記載の事項を除き、本有価証券届出書提出日（2019年2月26日）現在においてもその判断に変更はなく、また、新たに記載する将来に関する事項もありません。

2. 臨時報告書の提出について

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第24期）の提出日以後、本有価証券届出書提出日（2019年2月26日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（2018年7月12日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社は、平成30年7月12日開催の取締役会において、代表取締役の異動について決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 異動に係る代表取締役の氏名、生年月日、新旧役職名、異動年月日及び所有株式数

新たに代表取締役になる者

氏名 (生年月日)	新役職名	旧役職名	異動年月日	所有株式数
楊 暁軍 (昭和54年11月7日生)	代表取締役社長	取締役	平成30年7月12日	株

所有株式数については、提出日現在の株式数を記載しています。

代表取締役でなくなる者

氏名 (生年月日)	新役職名	旧役職名	異動年月日	所有株式数
山田 哲嗣 (昭和47年12月26日生)	相談役	代表取締役社長	平成30年7月12日	株

所有株式数については、提出日現在の株式数を記載しています。

(2) 新たに代表取締役になる者についての主要略歴

氏名	略歴
楊 暁軍	平成19年9月 上海明太投資発展有限公司 総経理 平成22年8月 上海復華商業集団有限公司 董事長（現任） 平成22年8月 上海復華軟件産業発展有限公司 董事長（現任） 平成22年8月 上海復旦復華商業資産投資有限公司 董事長（現任） 平成26年11月 復旦大学城市发展研究院 理事、研究員（現任） 平成26年11月 復旦大学養老産業政策研究センター 主任（現任） 平成28年7月 復華ジャパン(株) 代表取締役（現任） 平成30年3月 当社取締役（現任） 平成30年7月 当社代表取締役社長（現任）

（2018年7月12日提出の臨時報告書）

2018年7月30日提出の臨時報告書の訂正報告書を含んだ内容となっております。

1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

主要株主となるもの 復華ジャパン株式会社
主要株主でなくなるもの 株式会社リゾート&メディカル

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

主要株主となるもの
復華ジャパン株式会社

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	- 個	- %
異動後	256,758個	20.72%

主要株主でなくなるもの
株式会社リゾート&メディカル

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	180,558個	14.58%
異動後	- 個	- %

(注) 総株主等の議決権の数に対する割合は、平成30年6月30日現在の当社株式名簿に記載の、総議決権数1,237,690個を基準として算出しており、小数点以下第3位を切り捨てております。

(3) 当該異動の年月日

平成30年7月12日

(4) 本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 1,048,545,000円
発行済株式総数 普通株式 123,890,380株

3. 資本金の増減

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第24期）の提出日以後、本有価証券届出書提出日（2019年2月26日）までの間における資本金の増減は以下のとおりであります。

年月日	発行済株式 総数増減数	発行済株式 総数残高	資本金増減額	資本金残高	資本準備金 増減額	資本準備金 残高
2018年10月1日～ 2019年2月26日	4,500,000	128,390,380株	69,750千円	1,118,295千円	69,750千円	618,295千円

(注) 第16回新株予約権の権利行使による増加であります。

4. 最近の業績の概要

第25期事業年度（自2018年1月1日 至2018年12月31日）の業績の概要

2019年2月12日開催の当社取締役会において承認された第25期連結会計年度に係る連結財務諸表は以下のとおりです。

金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領していません。

連結財務諸表及び主な注記

(1) 連結貸借対照表

(単位:千円)

	前連結会計年度 (2017年12月31日)	当連結会計年度 (2018年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	679,887	83,785
受取手形及び売掛金	21,737	33,279
商品	1,717,319	2,191,142
前渡金	62,114	112,982
未収入金	11,420	8,514
その他	138,646	73,941
貸倒引当金	65	73
流動資産合計	2,631,060	2,503,572
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	-	3,506
工具、器具及び備品(純額)	453	5,883
土地	57,410	59,865
有形固定資産合計	57,864	69,256
無形固定資産	723	490
投資その他の資産		
長期未収入金	-	16,823
その他	8,052	17,679
貸倒引当金	-	16,823
投資その他の資産合計	8,052	17,679
固定資産合計	66,639	87,426
繰延資産	8,577	3,609
資産合計	2,706,277	2,594,608
負債の部		
流動負債		
買掛金	10,187	9,838
短期借入金	158,000	-
未払金	4,971	9,128
未払法人税等	12,055	11,665
前受金	48,079	17,530
預り金	28,050	31,415
その他	12,014	3,978
流動負債合計	273,358	83,557
負債合計	273,358	83,557
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,048,545	1,118,295
資本剰余金	1,362,324	1,432,074
利益剰余金	18,139	34,151
自己株式	589	612
株主資本合計	2,428,418	2,515,605
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	-	4,553
その他の包括利益累計額合計	-	4,553
新株予約権	4,500	-
純資産合計	2,432,918	2,511,051
負債純資産合計	2,706,277	2,594,608

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書
(連結損益計算書)

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
売上高	1,297,585	1,879,044
売上原価	965,996	1,562,458
売上総利益	331,588	316,585
販売費及び一般管理費	274,570	305,670
営業利益	57,017	10,915
営業外収益		
受取利息	1,077	23
雑収入	26,237	585
営業外収益合計	27,315	608
営業外費用		
関係会社支払利息	19,904	-
支払利息	1,481	1,694
開業費償却	3,478	3,583
支払手数料	41,099	3,907
和解金	-	29,081
その他	640	2,517
営業外費用合計	66,604	40,784
経常利益又は経常損失()	17,728	29,260
特別利益		
その他	7	-
特別利益合計	7	-
特別損失		
事務所移転費用	-	3,268
貸倒引当金繰入額	-	16,823
特別損失合計	-	20,091
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	17,736	49,352
法人税、住民税及び事業税	2,747	2,938
法人税等合計	2,747	2,938
当期純利益又は当期純損失()	14,988	52,290
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()	14,988	52,290

(連結包括利益計算書)

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
当期純利益又は当期純損失()	14,988	52,290
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	-	4,553
その他の包括利益合計	-	4,553
包括利益	14,988	56,844
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	14,988	56,844
非支配株主に係る包括利益	-	-

(3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	1,572,676	1,552,676	1,808,422	570	1,316,359	39,890	1,356,249
当期変動額							
減資	1,072,676	1,072,676	-	-	-	-	-
欠損填補	-	1,811,573	1,811,573	-	-	-	-
新株の発行	548,545	548,545	-	-	1,097,090	-	1,097,090
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	14,988	-	14,988	-	14,988
自己株式の取得	-	-	-	19	19	-	19
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	35,390	35,390
当期変動額合計	524,131	190,352	1,826,562	19	1,112,058	35,390	1,076,668
当期末残高	1,048,545	1,362,324	18,139	589	2,428,418	4,500	2,432,918

当連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,048,545	1,362,324	18,139	589	2,428,418
当期変動額					
減資	-	-	-	-	-
欠損填補	-	-	-	-	-
新株の発行	69,750	69,750	-	-	139,500
親会社株主に帰属する 当期純損失()	-	-	52,290	-	52,290
自己株式の取得	-	-	-	23	23
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	-
当期変動額合計	69,750	69,750	52,290	23	87,186
当期末残高	1,118,295	1,432,074	34,151	612	2,515,605

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	-	-	4,500	2,432,918
当期変動額				
減資	-	-	-	-
欠損填補	-	-	-	-
新株の発行	-	-	-	139,500
親会社株主に帰属する 当期純損失()	-	-	-	52,290
自己株式の取得	-	-	-	23
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	4,553	4,553	4,500	9,053
当期変動額合計	4,553	4,553	4,500	78,132
当期末残高	4,553	4,553	-	2,511,051

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	17,736	49,352
減価償却費	389	543
繰延資産償却額	3,478	4,967
貸倒引当金の増減額(は減少)	48	16,831
受取利息	1,077	23
支払利息	21,386	1,694
支払手数料	41,099	-
売上債権の増減額(は増加)	2,718	11,542
たな卸資産の増減額(は増加)	1,570,766	473,822
前渡金の増減額(は増加)	905,470	50,867
仕入債務の増減額(は減少)	2,642	348
その他の流動資産の増減額(は増加)	122,352	65,743
その他の流動負債の増減額(は減少)	9,857	48,506
その他	-	520
小計	714,520	544,162
利息の受取額	1,077	23
利息の支払額	21,825	1,255
法人税等の支払額	4,233	3,579
営業活動によるキャッシュ・フロー	739,501	548,973
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	100,000	-
定期預金の払戻による収入	-	100,000
有形固定資産の取得による支出	255	11,995
繰延資産の取得による支出	1,909	-
差入保証金の差入による支出	7,156	7,556
投資活動によるキャッシュ・フロー	109,320	80,448
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額(は減少)	158,000	158,000
長期借入金の返済による支出	331,000	-
株式の発行による収入	1,020,600	135,000
自己株式の取得による支出	19	23
財務活動によるキャッシュ・フロー	847,580	23,023
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	4,553
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,241	496,101
現金及び現金同等物の期首残高	581,128	579,887
現金及び現金同等物の期末残高	579,887	83,785

(5) 連結財務諸表に関する注記事項

(セグメント情報等)

a. セグメント情報

1. セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、サービス別の事業部及び子会社を置き、各事業部及び子会社は、取り扱うサービスについて包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。したがって、当社グループは、事業部及び子会社を基礎としたサービス別のセグメントから構成されております。

当社グループは、従来「IT関連事業」、「環境事業」、「再生可能エネルギー事業」の3つを報告セグメントとしておりましたが、当連結会計年度より、「その他」に含まれていた「ヘルスケア事業」について量的な重要性が増したため「IT関連事業」「環境事業」「再生可能エネルギー事業」「ヘルスケア事業」の4つの報告セグメントに変更しております。

なお、前連結会計年度のセグメント情報は、変更後の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示しております。

IT関連事業	ICT基盤ソフトウェア・ウェブシステム構築に係るソリューション・サポートの提供、サイバーセキュリティ等
環境事業	ビルのメンテナンスサービス等
再生可能エネルギー事業	太陽光発電所の開発・運営、地熱発電所の開発・運営、再生可能エネルギー全般に係るコンサルティング
ヘルスケア事業	ヘルスケア事業に係るコンサルティング

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表を作成するために採用される会計処理の原則及び手続に準拠した方法であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースです。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント					合計	調整額 (注1)	連結財務諸表 計上額
	IT関連事業	環境事業	再生可能 エネルギー 事業	ヘルスケア 事業	計			
売上高								
外部顧客への 売上高	80,693	75,758	1,141,134	-	1,297,585	1,297,585	-	1,297,585
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	-	-	-	-	-	-	-	-
計	80,693	75,758	1,141,134	-	1,297,585	1,297,585	-	1,297,585
セグメント利益又は 損失()	14,729	2,911	221,348	-	233,166	233,166	176,148	57,017
セグメント資産	53,385	16,551	2,154,222	-	2,224,159	2,224,159	482,118	2,706,277
その他の項目								
減価償却費	33	-	46	-	80	80	309	389
有形固定資産及び 無形固定資産の増 加額	-	-	255	-	255	255	-	255

(注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益又は損失()の調整額 176,148千円は、報告セグメントに帰属しない全社費用であります。

(2) セグメント資産の調整額482,118千円は主に、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。

2. セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント					合計	調整額 (注1)	連結財務諸表 計上額
	IT関連事業	環境事業	再生可能 エネルギー 事業	ヘルスケア 事業	計			
売上高								
外部顧客への 売上高	87,996	79,623	1,711,424	-	1,879,044	1,879,044	-	1,879,044
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	-	-	-	-	-	-	-	-
計	87,996	79,623	1,711,424	-	1,879,044	1,879,044	-	1,879,044
セグメント利益又は 損失()	18,554	465	175,116	193	193,943	193,943	183,028	10,915
セグメント資産	24,492	16,691	2,377,416	95,455	2,514,055	2,514,055	80,552	2,594,608
その他の項目								
減価償却費	194	64	33	-	292	292	250	543
有形固定資産及び 無形固定資産の増 加額	4,005	193	-	-	4,198	4,198	7,796	11,995

(注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益又は損失()の調整額 183,028千円は、報告セグメントに帰属しない全社費用であります。

(2) セグメント資産の調整額80,552千円は主に、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。

2. セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

b. 関連情報

前連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を記載しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高	関連する事業部門
株式会社三重プロパン	351,851千円	再生可能エネルギー事業
株式会社木下エネルギーパーク	280,531千円	再生可能エネルギー事業
株式会社セイデン	158,888千円	再生可能エネルギー事業
萩原工業株式会社	125,807千円	再生可能エネルギー事業

当連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を記載しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高	関連する事業部門
東北電力株式会社	54,932千円	再生可能エネルギー事業
東京電力株式会社	36,753千円	再生可能エネルギー事業

c. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しているため、前連結会計年度の情報については、変更後の区分に基づき作成したものを記載しております。

前連結会計年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

該当事項はありません。

d. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

e. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)		当連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	
1株当たり純資産額	19円60銭	1株当たり純資産額	19円56銭
1株当たり当期純利益金額	0円14銭	1株当たり当期純利益金額	0円42銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	0円13銭	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	0円42銭

1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額()及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎

	前連結会計年度 (自2017年1月1日 至2017年12月31日)	当連結会計年度 (自2018年1月1日 至2018年12月31日)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額()		
親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額()(千円)	14,988	52,290
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額()(千円)	14,988	52,290
普通株式の期中平均株式数(株)	108,374,333	124,649,754
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
普通株式増加数(株)	7,686,303	-
(うち新株予約権(株))	(7,686,303)	(-)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事象はありません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第24期)	自 2017年1月1日 至 2017年12月31日	2018年3月30日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第25期第3四半期)	自 2018年7月1日 至 2018年9月30日	2018年11月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)」A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年3月29日

株式会社ジオネクスト
取締役会 御中

監査法人元和

指定社員 公認会計士 星山 和彦
業務執行社員

指定社員 公認会計士 加藤 由久
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジオネクストの平成29年1月1日から平成29年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジオネクスト及び連結子会社の平成29年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ジオネクストの平成29年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ジオネクストが平成29年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 - 2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年3月29日

株式会社ジオネクスト
取締役会 御中

監査法人元和

指定社員 公認会計士 星山 和彦
業務執行社員

指定社員 公認会計士 加藤 由久
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジオネクストの平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジオネクストの平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年11月13日

株式会社ジオネクスト

取締役会 御中

監査法人元和

指定社員 公認会計士 星山 和彦 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 加藤 由久 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジオネクストの平成30年1月1日から平成30年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成30年7月1日から平成30年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成30年1月1日から平成30年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジオネクスト及び連結子会社の平成30年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

1. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、平成30年10月18日に第16回新株予約権の一部について権利行使があった。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成30年10月25日に子会社を設立した。
3. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社の連結子会社であるエリアエナジー株式会社は、平成30年10月9日開催の取締役会において、太陽光発電所の取得に関する契約を締結することを決議し、平成30年11月9日付で取得が完了した。

当該事項は、監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。